

FAQ | よくある質問

Q 1 特定空家等のうち特に危険等の切迫性が高いと市が認める空家とはどんなものですか？

A 1 空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項により市が認定する空家で、地域住民等の生命、身体又は財産に著しい危険を及ぼす恐れがあると市が判断する空家です。

Q 2 解体の見積の業者はどこでも良いですか？

A 2 見積業者の指定はありませんが、実際に工事を行う室蘭市内の業者から見積を貰ってください。

Q 3 室蘭市で業者を選んでもらえますか？

A 3 市では特定の業者を選ぶことは出来ませんが、市で登録している業者一覧をお渡しすることは出来ます。

Q 4 解体工事の途中で工事内容の変更があった場合、どうすれば良いですか？

A 4 助成金の額が変更になる可能性がありますので、事前にご相談下さい。

Q 5 いつまでに解体工事を完成させなければなりませんか？

A 5 申請をした年度内に必ず工事を完了させてください。

Q 6 申請業務を施工業者が代行しても良いですか？

A 6 代行も可能ですので、委任状を提出してください。

Q 7 空家の敷地内にある、樹木や物置の撤去は助成金の対象となりますか。

A 7 対象となります。

Q 8 空家の中にある家財道具等の一般廃棄物の処分費は対象となりますか。

A 8 対象となります。

Q 9 滅失登記などの申請手数料は対象となりますか。

A 9 対象となりません。

Q 1 0 空家の敷地内にある、樹木や物置の撤去は助成金の対象となりますか。

A 1 0 対象となります。